

# 憲法改悪・戦争への道を許すな



80.5.1  
No. 730

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)  
(鉄電)二九三五(六)公衆電話(22)七二〇七

## 戦争のできる国家総動員体制づくり「有事法制研究」

八一春闘真只中の四月二二日、防衛庁は、「有事における自衛隊の円滑な行動を確保する」ための「有事法制研究の中間報告」を行ない、憲法改悪、自衛隊法改悪も含めた具体的な立法準備作業が急ピッチで進められていることを明らかにした。

鈴木自民党内閣の下で軍事大国化・憲法改悪にむけた攻撃が激化している中で、八〇年代なかばを前にして、今や、再び戦争への道を許すのか、それとも反戦平和の道を真にわれわれの手で闘い取るのか、日本の将来を大きく左右する分岐点をむかえようとしている。

### 本格的な戦争準備体制をねらう「有事法制研究」

防衛庁が行なった「有事法制研究の中間報告」なるものは、文字通り本格的な戦争準備体制Ⅱ国家総動員体制を築こうとするものである。

すなわち、今回の「中間報告」は、「有事の際、防衛上必要な土地・物資の使用、収用命令や民間人に対する従事命令などを定めた自衛隊法第一〇三条を実際に発動するために必要な肝心の政令が二七年間も未制定のまま放置されていた」として、「法令の整備が必要である」と指摘し、必要な政令の内容を詳細に示しているのである。

そして、この「政令」は、政府の一存ですぐにでも定めることが出来るのである。

具体的には、有事の際における、①陣地構築のための私有地の強制使用、工作物・建物の強制撤去、②部隊の緊急移動のための田畑・空き地など私有地の通行、③物資の収用、土地・施設の管理

使用、④民間パイロット、船員、トラック運転士、医師・看護婦さらには船舶・航空機(もちろん国鉄も含まれている)などに対する従事命令と徴用。⑤これらの命令に従わない場合の罰則適用の制定など。

⑥さらに、これらが自衛隊の出動命令後から待機命令時点に繰り上げるなどの法改正が必要と指摘している。

こうして、「中間報告」は、国内に常に臨戦態勢を作り、本格的な戦争準備体制を築こうとするものである。

かつての日本が、国家総動員法や徴用令などの非常立法をつぎつぎと制定しつつ戦争への道をころげ落ちていった誤りをわれわれは、再び繰り返してはならない。

### 国鉄・日本労働運動の戦闘的再生で、改憲・戦争への道を阻止しよう

こうした憲法改悪・戦争への道をめざした「有事法制研究」なるものが堂々と八一春闘の真只中で国会に報告され、しかもこの攻撃に対し、総評をはじめとする既成労働運動が何んらの闘いをも組織しえず、「自分たちの賃金闘争」すら「ストなし」として収束するという極めて危機的な状況にある。

とりわけ、動労「本部」革マル分子は八一春闘において「反合・反ファッシュ」などといった、実際には「歴史的な国労共闘」の名のもとに、「ストなし春闘」の片棒をかつぎ、動労千葉解体・破壊攻撃にやつきとなっていたのである。

われわれは、政府・支配階級の春闘解体・労組丸がかえ攻撃の行きつく先きが、戦争と暗黒・抑圧と搾取の道であることをはっきりと見すえ、全国の闘う仲間との連帯・共闘を一層強めなければならぬ。この闘いの道こそは、われわれが組織をかけて闘い抜いた三月ジェット決戦の成果と意義をしっかりと打ち固め、これを全国に拡大し、

動労「本部」革マル分子を一掃し、動労大改革運動を一層前進させ、国鉄・日本労働運動の戦闘的再生をかちとる道なのである。

徴兵・戦争への道を許さない  
五・三憲法記念集会  
五月三日、午後一時より  
日比谷公会堂  
主催・護憲連合

自民調査会、九条改正に動く  
九月メドに憲法改正草案

自民調査会(山形三男)は、憲法改正草案をめぐって、九条改正に動く。調査会が、九条改正草案をめぐって、九条改正に動く。調査会が、九条改正草案をめぐって、九条改正に動く。